

## ○大府市健康づくり施設利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あいち健康プラザのアスレチックルームを利用する者に対し、利用料を補助するため、予算の範囲内において交付する大府市健康づくり施設利用料補助金(以下「補助金」という。)について、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、申請日において40歳以上65歳未満のものとする。

(補助金額)

第3条 補助金額は、アスレチックルームの利用に係る健康度評価簡易コース料(1回のみ)の2分の1とアスレチックルーム利用料(3回まで)の2分の1とする。

(交付の申請)

第4条 補助対象者は、市長が別に定める日までに、補助金等交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金等交付決定通知書(第2号様式)により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付の決定に当たって特に必要と認めるときは、当該交付の決定に必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第6条 補助対象者は、健康度評価簡易コースとアスレチックルーム利用実績について、利用した月の翌月の10日までに補助事業等実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の実績報告書の提出について、あいち健康の森健康科学総合センター指定管理者(以下「事業者」という。)に委任することができる。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助対象者からの請求により補助金を交付するものとする。

2 補助対象者は、補助金の請求及び受領について、事業者に委任することができる。

3 補助対象者及び事業者は、補助金の公正かつ効率的使用及び事業の誠実な執行に努めなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象者又は事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は第5条第2項の条件に違反したと認められるとき。

- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したと認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (4) アスレチックルームの利用が中止又は廃止されたとき。

(検査等)

第9条 市長は、補助対象者及び事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

2 補助対象者及び事業者は、当該補助事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整理し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。